

第40回八代市文化祭 参加者募集

八代市文化祭は、10～11月にかけて開催予定です。例年、美術・書道・写真・華道などの展示、日舞や洋舞などの舞台、短歌会、合同茶会、八代市民合唱祭が開催されています。八代市文化祭に参加してみませんか。

- 募集要項等配布期間** 5月23日(金)～
- 申込用紙配布場所** 本庁総合案内所、市内文化施設、各校区コミセンなど ※市ホームページからもダウンロードできます。

- 対象者**
 - ・市内で主たる文化活動をしている大人3人以上の団体。(展示部門の場合、高校生以上1人から参加可能)
 - ・代表者が代表者会議と反省会に必ず参加できる団体。
- ※その他の応募資格や詳細は、募集要項を確認ください。

- 費用** 八代市文化協会未加入団体(個人)は、参加人数に応じた参加費の納付が必要です。

- 申込方法** 申込書を提出ください。
- ※郵送(当日消印有効)・FAXまたはメールでも申し込み可。

- 申込締切** 5月26日(月)～6月13日(金) 必着

- 申込み・問合せ** 八代市文化祭実行委員会
〒866-8601 八代市松江城町1-25
☎33-4533 FAX 33-4516
E-mail: bunka@city.yatsushiro.lg.jp



生ごみ堆肥化容器等設置助成金

生ごみの減量化のため、生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機を購入する家庭に対して助成金を交付します。 ※年度予算に到達次第締め切りますので、申し込みは早めをお願いします。

- 助成の対象要件**
 - ・市内に居住し、住民登録があること
 - ・市内の家庭(自宅)で使用する(※事業所は対象外)
 - ・申請者の属する世帯全員が市税などを滞納していないこと
 - ・購入する容器や機器が中古品でないこと

- 助成内容**
 - ◎**生ごみ堆肥化容器**
 - ・助成金額……購入単価の2分の1(上限1基につき5,000円)
 - ・助成対象数…1世帯あたり1年間に3基まで

- ◎**電気式生ごみ処理機**
 - ・助成金額……購入単価の2分の1(上限額30,000円)
 - ・助成対象数…1世帯あたり5年間に1機まで
- ※購入する前に循環社会推進課への登録申込(電話での申込可)が必要です。
- ※申請後、循環社会推進課職員が設置確認を行います。

- 申請に必要な書類**
 - ①申請書
 - ②市税等納税状況確認同意書
 - ③助成金請求書
 - ④購入店からの領収書(原本)
- ※①～③の書類は、市ホームページのほか、各申請先にもあります。

- 申請先** 循環社会推進課、各支所地域振興課

- 問合せ・登録申込** 循環社会推進課(エコエイトやつしろ内)
☎34-1997



八代市人権啓発センター

- ◆**相談窓口を開設しています**
人権に関する不安や悩みがある人は、気軽に電話で相談ください。面談による相談も受け付けています。

- 人権相談窓口** ☎30-1710
差別や人権侵害などの相談

- ヤングテレホンやつしろ** ☎30-1700
家庭、学校、友達、いじめなど青少年の相談(保護者も相談できます)
※メールでの相談も受けています。
E-mail: young-tel@city.yatsushiro.lg.jp

※ヤングテレホン→



- ◆**研修講師を派遣します**
地域や学校・職場などでのさまざまな人権に関する研修に、研修講師の紹介や派遣を行っています。詳しくは人権啓発センターまで連絡ください。

- 問合せ** 八代市人権啓発センター(千丁支所 人権政策課内) ☎30-1711

人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナー

- 人権擁護委員とは**
国民の基本的な人権を守り、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱された人です。人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をボランティアで行っています。

- どんなことを相談できるの**
 - ・高齢者・障がい者への虐待
 - ・近隣とのトラブル
 - ・学校や職場でのいじめ
 - ・女性や外国人に対する差別
 - ・インターネットでの誹謗中傷
 - ・相続問題 など

人権擁護委員一覧

氏名	住所	氏名	住所
小山 一廣	通町	水本 和博	敷川内町
今井 晃	松江町	今田 桂子	郡築一番町
長廣 嘉代子	築添町	原田 昌子	宮地町
千野 安史	松崎町	山田 健二	日奈久山下町
山内 郁子	長田町	林 誓史	坂本町
山下 俊子	川田町西	奥村 留美子	千丁町
中津 謙一	古城町	久保 明博	鏡町
小薮 裕子	大福寺町	平住 美智代	鏡町
寺田 公子	古閑中町	井上 正澄	東陽町
渡邊 裕一	田中北町	岩崎 和也	泉町
安田 弘之	高下東町		

R7.4.1 現在

※任期の関係で変更となることがあります。

【常設人権相談所】

- 日時** 毎週月、水、金曜日 9:00～16:00
- 場所** 熊本地方法務局八代支局2階
- 相談員** 人権擁護委員、法務局職員

【特設人権相談所】

- 日時** 6月2日(月) 10:00～15:00
- 場所** 市役所本庁舎201会議室
坂本支所仮設庁舎会議室
千丁支所第2会議室
鏡支所第1会議室
東陽定住センター会議室
泉支所会議室
- 相談員** 人権擁護委員

【人権・心配ごと相談】

- 日時** 毎月第1金曜日 10:00～15:00
- 場所** 市役所本庁舎2階市民相談室
- 相談員** 人権擁護委員

- 問合せ** 熊本地方法務局八代支局 ☎32-2654
人権政策課 ☎30-1711